

10連休中の外来診療日について

新天皇の即位・改元に伴う10連休期間の外来診療日は以下のとおりです。

4月	27	(土)		午前診療
	28	(日)		休診
	29	(月)	昭和の日	休診
	30	(火)	天皇陛下退位	午前・午後とも診療します
5月	1	(水)	皇太子さま即位・改元	休診
	2	(木)		午前・午後とも診療します
	3	(金)	憲法記念日	休診
	4	(土)	みどりの日	休診
	5	(日)	こどもの日	休診
	6	(月)	振替休日	休診
	7	(火)		診療 (以降通常どおり)